

平成22年第2回那須烏山市議会定例会（第5日）

平成22年3月16日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時40分

◎出席議員（17名）

2番	渡 辺 健 寿 君	3番	久保居 光一郎 君
4番	高 徳 正 治 君	5番	五味渕 博 君
6番	沼 田 邦 彦 君	7番	佐 藤 昇 市 君
8番	佐 藤 雄次郎 君	9番	野 木 勝 君
10番	大 橋 洋 一 君	13番	平 山 進 君
14番	水 上 正 治 君	15番	小 森 幸 雄 君
16番	平 塚 英 教 君	17番	中 山 五 男 君
18番	樋 山 隆四郎 君	19番	滝 田 志 孝 君
20番	高 田 悦 男 君		

◎欠席議員（1名）

12番 大 野 曄 君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大 谷 範 雄 君
副市長	石 川 英 雄 君
教育長	池 澤 進 君
会計管理者兼会計課長	斎 藤 雅 男 君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎 藤 照 雄 君
総合政策課長	国 井 豊 君
総務課長	木 村 喜 一 君
総務課課長（危機管理担当）	平 山 孝 夫 君
税務課長	羽 石 浩 之 君
市民課長	高 橋 博 君
こども課長	堀 江 久 雄 君
農政課長	荻野目 茂 君
商工観光課長	鈴 木 重 男 君

環境課長

小 川 祥 一 君

都市建設課長

岡 清 隆 君

上下水道課長

栗 野 育 夫 君

学校教育課長

駒 場 不二夫 君

生涯学習課長

鈴 木 傑 君

◎事務局職員出席者

事務局長

澤 村 俊 夫

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

日程 第 1 (議案第22号～第26号) 条例の制定等について

※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 2 (議案第1号～第10号) 平成22年度那須烏山市一般会計・特別会計・事業会計予算について ※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 3 請願書等審査結果の報告について (議長提出)

日程 第 4 意見書案第1号 日米F T A断固阻止に関する意見書の提出について
(委員長提出)

日程 第 5 常任委員会所管事務調査結果の報告について (議長提出)

日程 第 6 特別委員会所管事務調査結果の報告について (議長提出)

○追加議事日程 (第1号)

追加日程 第 1 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について (委員長提出)

追加日程 第 2 意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について (議員提出)

追加日程 第 3 決議案第1号 暴力団追放に関する決議について (議員提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程及び追加議事日程に同じ

〔午前10時00分開議〕

○議長（水上正治君） おはようございます。議員の皆様には早朝からご出席いただき大変ありがとうございます。また、傍聴の皆さんも早朝からおいでいただき大変ありがとうございます。我々任期中最後の議会、そして最終日でありますので、きょうもひとつよろしく願いいたします。

ただいま出席している議員は17名です。12番大野 曄議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 （議案第22号～第26号）条例の制定等について

○議長（水上正治君） 日程第1 議案第22号から議案第25号までの制定条例及び議案第26号の議案第23号に関する関係条例の整備についてを議題とします。

本案については、去る2日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

議案第22号 那須烏山市職員互助会条例の制定、議案第23号 那須烏山市行政財産使用料条例の制定、議案第24号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の制定、議案第25号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の制定について及び議案第26号 那須烏山市行政財産使用料条例の施行に伴う関係条例の整備について、以上5議案についての審査結果について、総務企画常任委員長並びに文教福祉常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長 野木 勝君。

〔総務企画常任委員長 野木 勝君 登壇〕

○総務企画常任委員長（野木 勝君） おはようございます。平成22年3月2日の本会議において本委員会に付託された条例案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

3月9日午前10時30分から、第1委員会室において委員全員出席のもと、担当課長等の出席を求め、詳細について質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第22号については、現存する職員互助会を地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生に関する事業を実施するために設立する団体として、法的位置づけを明確にすることが必要であるとの意見に達し、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ただし、その運用にあたっては、行政財産の使用及び公費の支出に関し、市民

に誤解を与えぬよう留意し、また、職員の公務災害の補償等に関し不備が生じないように、よく精査されるよう意見する。

議案第23号及び議案第26号については、自主財源を確保することと行政財産の目的外の使用に対する使用料の徴収に関し、法的根拠並びに使用期間及び使用料の額を明確にすることは必要であるとの意見に達し、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただし、その運用にあたっては、指定管理者その他の団体が使用する場合において、それらの取り扱いに対する当該条例の適用に関し、公平、公正に対応されるよう意見する。

また、議案第24号について、公の施設として市民駐車場の名称、場所などの位置づけを明確にし、その管理に関する手続の法的根拠を明確にすることが必要であるとの意見に達し、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただし、有料駐車場及び無料駐車場の有料または無料の区分に関し、使用料を徴収する駐車場として位置づける場合の理由や使用料の額の積算根拠についてよく精査する必要がある。また、その他の公の施設で駐車場の機能を有する施設とこの条例との整合性を図る必要があると意見する。

以上をもって、条例審査結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、議案第25号について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長高田悦男君。

〔文教福祉常任委員長 高田悦男君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（高田悦男君） おはようございます。文教福祉常任委員長の高田悦男でございます。平成22年3月2日の本会議において、本委員会に付託されました議案第25号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の制定につきましては、3月9日、第2委員会室において開催いたしました文教福祉常任委員会で、市民課長の説明を受け、慎重に審査を行った結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、文教福祉常任委員会条例審査結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第22号から議案第25号までの制定条例及び議案第26号 那須烏山市行政財産使用料条例の施行に伴う関係条例の整備について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第22号 那須烏山市職員互助会条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号 那須烏山市行政財産使用料条例の制定及び本案に係る議案第26号 那須烏山市行政財産使用料条例の施行に伴う関係条例の整備について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 （議案第1号～第10号）平成22年度那須烏山市一般会計・特別会

計・事業会計予算について

○議長（水上正治君） 日程第2 議案第1号から議案第10号までの平成22年度那須烏山市一般会計・特別会計・事業会計予算についてを議題とします。

本案については、去る5日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

議案第1号の所管事項について総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長野木 勝君。

〔総務企画常任委員長 野木 勝君 登壇〕

○総務企画常任委員長（野木 勝君） 平成22年3月2日の本会議において提案され、同月5日に本委員会に付託された平成22年度那須烏山市の一般会計の歳入歳出予算について、3月8日及び9日の2日間、午前9時から第1委員会室において総務企画常任委員会の委員5名全員と、説明者として会計管理者、関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重に審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

1つ、地域ICT利活用モデル構築事業に関して、地域見守りシステムによるサービスを継続的に最小の経費で最大の効果が提供できるよう、きずな運営センターの自立的、継続的運営も含めてよく検討していただきたい。

1つ、予定価格公表制度に関して、その制度を含めて公平公正な入札制度のあり方をよく検討していただきたい。

1つ、コンビニ収納の導入に関して、今後、対象税目を拡大する場合における問題点等の対策を講じるとともに、さらなる収納体制強化を図り、収納率の向上に努めていただきたい。

以上をもって、予算審査の結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、議案第1号の所管事項及び議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長高田悦男君。

〔文教福祉常任委員長 高田悦男君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（高田悦男君） 文教福祉常任委員長の高田悦男でございます。平成22年3月5日の本会議において、本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課及び教育委員会の平成22年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出予算について、3月8日及び同月9日、第2委員会室において、文教福祉常任委員会の委員5名、各担当課長の出席のもと、慎重な審議を行いました。

その結果、一部反対意見はあったものの原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

特定検診の受診率が低下していますので、受診率の向上を図り、市民の健康増進に努められたい。

市民課の新しい窓口の設置に伴い、市役所全体の接遇の向上に努められたい。

超高齢社会の到来に備え、公共交通再編整備計画と連携を図りながら、交通高齢者福祉タクシーの利用基準の見直し等を行い、市内の交通弱者の減少に努められたい。

保育料の滞納整理にあたっては、特段の努力を図るとともに、各保育園を通じ保護者にも趣旨の徹底を図られたい。

放課後児童クラブの運営にあたっては、その設置目的、趣旨について委託業者と十分協議し、適正な管理運営を図られたい。

学校給食の統一化を検討する中で、滞納整理についても保護者の理解を十分得られるよう努められたい。

烏山図書館の利用向上を図るその第一歩として、駐車場の舗装等について検討されたい。

以上、文教福祉常任委員会予算審査結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、議案第1号の所管事項及び議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長沼田邦彦君。

〔経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇〕

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） おはようございます。ご報告申し上げます。去る3月5日の本会議において、経済建設常任委員会に付託されました議案第1号から議案第10号までの平成22年度那須烏山市一般会計・特別会計及び水道事業会計予算のうち、本委員会が所管する部分につきまして、3月8日及び9日、議員控室において審査を行いましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

審査にあたりましては、関係課長等の出席を求め、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、次のことについて要望し意見を付することといたします。

1つは、同じような各種委員会が多岐にわたり設置されているので、大局的な見地からこれらを集約し、幅広くわかりやすい委員会構成となるよう検討願いたい。

2つ目として、下水道の事業計画については、平成25年度以前に見直しを図られるようお願いしたい。

最後に、今回の意見も含めて、委員会が要望したことについては方策を立てて予算に反映さ

れるようお願いしたい。

以上で審査結果のご報告を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですのでお諮りいたします。議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第10号までの平成22年度那須烏山市一般会計・特別会計・事業会計予算について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） 16番平塚英教でございます。ただいま上程されております議案第1号から第10号までの那須烏山市平成22年度の一般会計予算から特別会計、水道事業会計までの10議案ございますが、私は、この中で第1号議案並びに第2号議案及び第4号議案及び第5号議案及び第6号議案について、反対討論を申し上げます。

まず、第1号議案 平成22年度的那須烏山市一般会計予算につきましては、公正で民主的な市民本位の市政を目指す立場から、市民のためのよりよい改善を求めまして反対討論を行います。

2010年度の国の一般会計予算原案は9兆2,992億円で、前年対比4.2%増であります。国の新年度の予算は昨年総選挙で国民が自公政権を退場させ、鳩山政権が発足をしたもとで初めて編成されたものであります。

しかし、国の予算案は、こうした政治の転換に踏み出すものになっておりません。第1に、自公政権が続けてまいりました社会保障削減路線による傷跡を是正するものになっておりません。後期高齢者医療制度はその廃止を先送りした上に、総選挙後、約束をしていた保険料の負担軽減策も実行されておりません。後期高齢者医療制度はすみやかに廃止すべきであります。

障害者自立支援法の応益負担も中途半端に残すのではなく、医療費の窓口負担を含め直ちになくすべきであります。目玉とされている子ども手当も保育所の待機児童解消や義務教育の完全無償化、医療費の無料化など子育ての土台を整備することと相まってこそ効果があります。

子育てと教育条件の整備を土台から総合的に進めるべきであります。

また、国の予算案は生活保護の母子加算復活、公立高校の授業料無償化など、国民の要求と運動を反映した部分的前進も見られますが、全体として自公政権のもとで改悪された医療、介護、福祉制度をもとにもどし、社会保障拡充へと転換したものとは言えません。

第2に、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守る予算になっていないことであります。旧来の経済政策では大企業が幾らもうけても、企業内部に蓄積されるだけで国民の暮らしに回るものではありません。

雇用をめぐつても、政府が示しました労働者派遣法の改正案要綱は、常用型派遣を例外とし、登録型派遣を禁止といいながら、現行の専門26業務を例外としているものであり、これは原則容認の重大な後退と言わねばなりません。大企業による不当な単価の引き下げ、仕事の一方的な打ち切りを一掃するために、大企業と中小零細企業との公正な取引を確立すべきであります。日本の宝である町工場を守るため、工場の家賃や機械のリース代への緊急の直接支援に踏み出し、これまでの対策を抜本的に転換する必要があります。

第3は財源の問題であります。鳩山内閣はむだを削れば財源をつくれると言ってまいりました。庶民には増税を押しつけながら、軍事費や大企業、大資産家への優遇税制は温存、継続したままであります。こうした聖域を温存した結果、37兆円の税収を大きく上まわる44兆円もの巨額の公債発行と埋蔵金に依存する、その場しのぎで全く先の見えない予算となっているものであります。

今必要なことは、経済危機から国民の暮らしを守り、日本経済を立て直すために大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること。自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するため、社会保障の拡充を図ること。軍事費と大企業、大資産家減税という2つの聖域にメスを入れて、税源を確保して、消費税増税など庶民増税の不安を解消する。この3つの転換であります。日本共産党は今年の総選挙で示された政治を国民のものに変える、この3つの転換を進めるために建設的野党として全力を挙げるものであります。

平成22年度的那須烏山市の予算編成は、このような国及び地方財政計画と同一基調のもとで行われたものであります。那須烏山市の2010年度の当初予算は、一般会計で124億6,000万円、前年対比8.6%増の積極予算となりました。新年度は新市総合計画3年目の年として、100年に一度と言われる金融危機による大変厳しい経済雇用情勢がまだ続いており、2番底も懸念されております。また、物価の動向もデフレ状況で市民生活に深刻な影響を及ぼしており、今後長期化するおそれが高まっておりますが、本市当初予算は、雇用を含めた経済対策と新市総合計画に基づき、学校施設耐震化対策改修事業、5歳児発達支援事業、股関節脱

白検診助成や特別養護老人ホーム及び認知症グループホーム建設事業の支援など、子育て支援、高齢者及び障害者福祉の支援対策の充実を初め、きめ細かに本市独自の少子高齢化に対する医療、福祉、教育の実施の充実に敬意を表するものであります。

しかしながら、小学校6年生までの医療費無料化制度を中学校3年生まで拡大することには大いに賛成であります。今まで無料化の対象であった入院食事療養費がすべての子供たちにさかのぼって取り立てられる改悪については反対であります。入院時の食事療養は医療行為そのものであり、長期入院を余儀なくされている場合の大変な負担となるものであります。入院している子供に罪はないはずであります。入院時の食事療養費を無料化するよう改めて訴えるものであります。

また、引き続き定率減税の廃止が完全実施され、その分、住民税の増税として引き続き行われ、また連動して国民健康保険税や介護保険料などもふえています。また、高齢者に対しましても公的年金控除の縮小、高齢者控除の廃止に伴う住民税等の増税も引き続き行われております。さらに、後期高齢者医療制度が引き続き実施され、75歳以上の高齢者が世界にも類のない差別医療が行われております。また、市の国民健康保険会計でも連動して、65歳から74歳でも保険料を年金から天引きするなど、現役世代でも後期高齢者支援金を負担することになり、このように高齢者に負担と差別医療を押しつけることには断固反対であります。総選挙のマニフェストどおり、後期高齢者医療制度は速やかに廃止すべきであります。

このように住民負担、犠牲による税收確保は格差社会を広げ、国民の命と健康をむしばむこととなります。また、本年度も行政改革を引き続き推進されるということですが、住民サービスを切り捨てるのは行政改悪であります。絶えず職員の意識改革を強め、市民の理解と協力が得られる知恵と力を発揮して、行財政改革推進と住民サービス維持向上を図るよう、改めて求めるものであります。

行政改革を進めるにあたり、全職員で事務事業をさらに洗い直し、市の自立計画素案等を作成し、そして、住民説明会やアンケート活動を実施して、10年先、20年先の那須烏山市のあるべき姿、進むべき方向を確立して、次の世代に誇りと自信を持って住んでいてよかったといえる那須烏山市民全員参加のまちづくりを進めるよう、強く求めるものであります。

市の補助金、交付金につきましては、若干の見直しは見られましたが、さらに活動実態をつかみ、引き続き見直しを行って、さらなる改革を求めるものであります。昨年来の世界経済金融危機のもとで、農工商を取り巻く情勢も深刻であります。大型量販店の販売の独占傾向、消費不況のもとで既存商店街の営業が脅かされております。また、中小企業の経営も深刻であります。これを支援する対策、中心市街地活性化と営業を守る対策を本格的に進めていただきたいと思います。

深刻な雇用不安の中、雇用対策につきましても市当局、商工会、ハローワーク、雇用協会、関係機関が一体となって総力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

農業につきましても、小規模農業切り捨ての農政は転換を図り、小規模でもやる気のある農業をきめ細かに支援する市独自の農政と営農集団を育成する農政を図っていただきたいと思います。塩那台土地改良を初めとする土地改良、農家負担軽減、後継者の育つ抜本的な営農指導対策を農業団体、関係機関と一体となって取り組んでいただきたいと思います。

また、市の税收確保につきましても、大口滞納問題の整理につきましては、万全を期して全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市執行部、議会、職員は住民の負託にこたえ、那須烏山市の6年目の予算執行にあたりまして、行財政運営を住民こそ主人公の立場で意識改革を絶えずはかり、市民に信頼される市政づくりに一層の努力を期待しまして、一般会計予算の討論のまとめといたします。

続きまして、議案第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につきましては、憲法と社会保障の一環として、市民本位の福祉事業に転換させる立場から反対討論を行います。

国民健康保険事業は皆保険制度として出発し、低所得者、高齢者を多く抱える命と健康に直結する社会福祉事業であります。医療給付に対する国庫負担の削減など、たび重なる制度改悪により、その運営が厳しい状況に追い込まれております。さらに、県内の市町村国民健康保険事業への県の助成制度は全国でも最下位の状況であります。県に対して大幅な助成を求めるようにしていただきたいと思います。

住民税の定率減税が完全に廃止され、住民税率引き上げになっており、国民健康保険税の引き上げにも連動し、お年寄りの公的年金控除の縮小、所得控除の廃止に伴う国民健康保険税の値上げ、こういうもとで負担増になっている方がおられます。この制度改悪のもとで負担増になっている方々から、高齢者に負担を課すさまざまな取り組みが強まっておりますが、こういうものについて反対であります。

本市の国民健康保険税滞納世帯は、今年の6月1日現在で490世帯にも及び、こういう中で国民健康保険の保険証が交付されない資格証明発行世帯が198世帯に及んでおります。短期保険証につきましては194世帯であります。国民健康保険税を本来の社会保障皆保険に立ち返ってこの事業を再建するためには、まず国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担をもとに戻すこと。全国最下位にある県の補助金を大幅にふやすよう働きかけていただきたいと思います。

第2に、国民健康保険事業は命にかかわる社会保障事業でありますから、低所得者の保険料の減免に取り組んでいただきたいと思います。

第3に、予防医療の徹底を図り、早期発見、早期治療で医療費の高騰を防ぐ努力をお願いしたいと思います。

第4に、市長は国民健康保険事業を守り発展させる立場から、国の制度改革に断固反対し、改善を求めるようにお願いするものであります。

続きまして議案第4号 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計予算につきまして並びに議案第5号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、老人医療の診療抑制を目的とした最悪の制度であり、速やかに廃止を求めたいと思います。抜本的な見直しを求めるものであります。

高齢者世帯は医療制度の改悪、介護保険料の値上げ、年金給付のカットなど年々負担増と改悪が進められ、年金への課税も強化されているところであります。まさにお年寄りいじめの医療改悪が強行されているもとで、本市の高齢者の重病傾向と医療給付の増大が深刻化しております。

医療制度の改悪によって、70歳以上のお年寄りに2割、3割の負担増が押しつけられ、75歳以上の後期高齢者に対しまして保険料を納めさせ、滞納者から保険証を取り上げる後期高齢者医療制度を導入しましたが、若干の見直しはありましたが根本的な解決にはなっておりません。お年寄りの人権、生存権にかかわる問題として、改めて後期高齢者医療制度の中止、抜本的な見直しを求めるものであります。ちなみに後期高齢者医療保険の滞納者は現在28件、103万円あるそうであります。

高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、国の進める社会保障切り捨て、老人いじめの医療改悪をやめさせるよう求めていただきたいと思います。さらに、老人保健の第1の目的から保健、医療、福祉のネットワーク化を図り、介護保険と基盤整備の充実、市独自の高齢者福祉の充実、介護保険の訪問介護等リハビリ活動の強化、市民参加による福祉ボランティア育成で、お年寄りの健康と生きがいを守り、安心して暮らせる市政づくりを進めていただきたいと思います。

最後に議案第6号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計予算につきましては、介護を必要とする方々、高齢者の健康と福祉、生きがいが保障される介護保険制度に改善を求めて反対討論を行います。

たび重なる介護保険制度の改悪によって、施設入所者の食費、ホテルコストが徴収されており、本人の年金では払えないケースが出ております。介護保険料の値上げや所得区分の改定により多くのお年寄りが大幅な値上げになり、一方では、要介護から要支援に認定外になり介護適用外にされるケースや、認定になっても負担が大変なために、必要な介護サービスを辞退するケースが出ております。国は財界の要請に従って、医療と介護の費用抑制のためお年寄りを

医療と介護の現場から締め出し、医療と介護を抑制する動きを本格的に強めております。

こういう中で介護保険料の滞納者が本市におきましてもおられますが、保険料が払えなければ介護認定が受けられず、介護認定を受けても1割の自己負担が払えなければ必要な介護サービスが受けられない。このような中で、すべての高齢者が安心して必要な介護サービスが受けられるよう、国、県に向かって必要な予算措置を講じるよう強く求め、また市独自でも介護保険料や利用料を減免するよう求めるものであります。介護認定された高齢者の方々が必要な介護サービスが安心して受けられるよう行政責任を果たし、介護基盤の充実強化に努められたい。特別養護老人ホームなど待機者を解消する努力をお願いするものであります。

また、介護認定から漏れた高齢者の介護予防事業も、包括支援センターを中心として必要な対策を大いに実施するようお願いするものであります。保険あって介護なしと言われないうちに、介護保険制度の抜本的、実質的な改善を求めまして、討論のまとめといたします。

以上で、5議案に対する反対討論を終わりたいと思います。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） この10予算のうちの第8号議案 那須烏山市下水道特別会計事業に関しまして、私は反対の立場で討論を行います。

まず、この公共下水道事業、スタートしたのが平成6年であります。それから、平成22年度まで、この間多額の予算を投入してきたわけであります。その予算の額は半端ではありません。これからる説明をいたしますが、当初の面積は340ヘクタール、烏山中心市街地、その周辺を含めてこの広大な面積を下水道を構築しよう。これは河川、衛生、いろいろな面でその当時は必要とした計画でありましょう。

しかし、その後、260ヘクタールに縮小いたしました。そして現在、中心市街地を主な工区として99ヘクタールの面積が許可されております。また、その工事も進んでいます。しかし、私はここで許可面積の260ヘクタール、この面積が果たして公共下水道あるいはこの市の予算の中でできるのか。旧南那須市街地はほぼ完了しております。普及率が80%近くになっております。しかし、旧烏山の中心市街地の普及率は何と25%、このぐらいしか普及しないのであります。また、この普及がこれから飛躍的に伸びるかといいますと、この問題は大変な問題を抱えているわけであります。70%以上、80%ぐらいに普及しなければ、この公共下水道事業は万年赤字。これがこれから何年続くんだ。

この市の財政から考えれば、99ヘクタール許認可、これが完成したらもうこの事業は中止すべきである。それほど市の予算は余裕がありません。これから、私はその内容に関して少し触れますが、詳しいものは決算あるいは行財政報告書の書類を見なければわかりませんが、平

成19年、平成20年に関しての概要をちょっと説明いたします。

平成19年度のこの事業の歳入は4億4,600万円、その中の項目で負担金、分担金というのはわずか1,700万円しか来ません。それから、使用料、手数料、いまだに平成19年度、平成20年度もありますが3,100万円しかないんです。たった3,100万円ですよ。国から幾らくれるか。7,500万円しか来ないんです。そこから先が問題なんです。市の予算として使う繰入金、1億9,100万円、市債、市が借金をするんです、この事業のために。これが1億2,300万円。4億4,600万円のうちの3億1,400万円を一般財源から投入するわけです。これが10年続けば31億円です。

大変な予算を費やして、それで実際の工事はどのぐらいの工事費になるかといいますと、本当の工事費の真水では1億3,000万円の事業しかやっていないんです。なぜかという、総務管理費、あれが公債の償還金、実際は4億4,600万円のうちの1,300万円の事業しかやっていない。これほど効率の悪い事業があるか。この予算では、私はこの問題に関して断固反対するというのはここにあります。それでなければ、財源がもたないんです。

これから10年後どういうものが出てくるか。広域の炉の補修、まずこれが大きな負担になってくるわけでありまして。こういうものに1市1町で負担する。何十億円という金額の中の約6割ぐらいは、この市が負担をしなければならない。

それともう一つは消防であります。広域消防。これの編成がある。これにも大変なお金がかかるわけでありまして。ですから、こういうむだということはありませんが、私は鳥山の中心市街地ならばいい、周辺部は合併浄化槽で十分に間に合う。もうそろそろこの事業に関しても終止符を打たなければならない時期に来ている。10年先では遅いんです。もう今ここで手をつけなければ、今まではこれはもう毎年毎年同じようなことを平成6年からやってきたわけでありまして。またここでこれをやろうとするわけでありまして。だれかがここでとめなければ、大変な予算、そういうものが損失をして、これがどこへ行くのか。本当の市民の生活のため、市民に役立つための30億円ならば、私は万々歳で賛成いたします。

しかし、このお金がほとんど加入率の少ない、2割5分ぐらいしか加入しない、そのための7割5分は遊休どころではありません。金額にしたら大変な金額が損失をするわけでありまして。私はこれを利用する人が7割か8割いるのであれば、これはそれで必要がある。しかし、利用している人がいないのに、なぜこの事業を継続していくんだ。ここに問題があるわけでありまして。

ですから、行政の悪いくせで、1回予算をつけて始まれば、どこまででも効率があろうがなかろうが、市民のためになろうがなるまいが、こういう事業を継続していく。これではもうこれからの市はやっていけません。自分の市は自分で守る。これは最初もうひもつきの典型的な

ものです。国から、そして着手したが、実際本当にこの市にこの事業は必要であったのか、必要でなかったのか。必要でなければ、効果がなければ、費用対効果というものを考えれば、この事業は当然もう終息に向かわなければならない。その第一歩が私が言うこれからの予算だ。そして、旧市街地99ヘクタールが終われば終結をして、そしてその周辺には合併浄化槽を推進する。こういうふうにすれば、衛生の面、河川の浄化という目的は達成されるわけであります。

特に、合併浄化槽は管理の必要がありません。合併浄化槽を1回設置すれば、各個人がこの管理をするわけであります。ですから、市は1回、合併浄化槽に対して補助をすればそれで済むわけであります。公共下水道はそういうわけにはいきません。水処理センターの管理、これがまた大変な負担になってくるわけでありますから。

これからこの合併浄化槽の普及と公共下水道のエリアの縮小、そしていち早く終結をする。平成20年度に関しても大体同じような、歳入に関しては平成20年度は4億900万円、先ほど言ったように国からの補助金はたった5,000万円であります。それで、市の負担、市債を含めて一般会計からの繰入金3億1,000万円、これは平成21年度の行財政報告書を見れば大体同じような数字が出てきます。

そして、市の負担もやはり3億1,000万円。こういう事業が延々と続くわけであります。終わったところにはもう市のほうは疲弊をして、この一般財源からとんでもない金が吸い取られた。しかし、市民に対して果たして何だったのか。ここを考えれば、私はこの公共下水道に関してはいち早く終息をし、そして財政を健全化していく。そしてそれを市民のためのお金としてこれを流用しなければ、この市はこれからますます財政難に陥って、そして市民サービスが結局低下する。

これでは何のための税金を納めたのかわからないということでありますから、私はこの第8号予算、ほかにもありますが、ただ、これだけは少なくとも今議会で皆さんにお知らせをして、そして終息をするようにしなければ、これからの財政はもたないというわけでありますから、そういう意味で私の反対討論といたします。

○議長（水上正治君） 賛成討論がなく、反対討論2人が続きましたので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 平成22年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 平成22年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 平成22年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 平成22年度那須烏山市水道事業会計予算について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（水上正治君） 日程第3 請願書等審査結果の報告についてを議題とします。

本陳情書については、去る2日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長沼田邦彦君。

〔経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇〕

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） ご報告申し上げます。去る3月2日の本会議において、経済建設常任委員会に付託されました陳情書第1号 日米FTA断固阻止に関する陳情書について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件につきましては、3月9日、議員控室において、農政課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。審査の結果、全会一致で採択と決定しました。

以上で、審査の結果報告を終わります。

○議長（水上正治君） これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3 請願書等審査結果の報告について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3 請願書等審査結果の報告については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第1号 日米F T A断固阻止に関する意見書の提出について

○議長（水上正治君） 日程第4 意見書案第1号 日米F T A断固阻止に関する意見書の提出についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

日米F T A断固阻止に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成22年3月16日提出

那須烏山市議会経済建設常任委員会

委員長 沼田邦彦

以上でございます。

○議長（水上正治君） 意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員長沼田邦彦君。

〔経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇〕

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） ただいま上程となりました意見書案第1号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

日米F T Aの締結促進は、農林水産業が果たしている多面的機能の喪失につながるものであり、食と農林業を支える人々の暮らし、ひいては地域経済にも大きな打撃を与えることが憂慮されますので、日米F T A交渉は行わないよう国に要望するため、関係行政庁に意見書を提出するものです。

以上で、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり関係行政庁あて提出することに決定いたしました。

◎日程第5 常任委員会所管事務調査結果の報告について

○議長（水上正治君） 日程第5 常任委員会所管事務調査結果の報告についてを議題とします。

各常任委員会の所管事務調査事項について、常任委員長の報告を求めます。

初めに総務企画常任委員長野木 勝君。

〔総務企画常任委員長 野木 勝君 登壇〕

○総務企画常任委員長（野木 勝君） 所管事務について調査した結果を報告いたします。

本委員会において、調査事項として1つは行財政改革、2つ目として協働によるまちづくりの2つの項目について調査をいたしました。これらの項目について取り組みを実施している地方自治体の山形県上山市役所の視察を行いました。

行財政改革については、国が実施した三位一体の改革により、上山市の財政構造が硬直化を強いられていることから、いち早く財政再建計画を策定し、23億円の財源不足の解消に向け、計画的に職員数の削減、職員の給与削減も含めた人件費や内部管理費の削減、市債発行の抑制等を実施し、計画最終年度である平成21年度には財源不足の解消がなされるということであり、首長、議員、職員が財政状況を正しく認識し、強い気持ちと決断力で実施することの必要性を感じました。

次に、協働によるまちづくりについてでは、行財政改革の取り組みと一体となり市民のまちづくりを推進しているとのことです。市民みずからが地域の連帯を含め、行政との役割分担を自覚、分担することにより、協働によるまちづくりを目指しています。そして、行政は市民が自主的に活動できるよう地域自治の体制を整備するため、上山市まちづくりセンターを開設いたしました。その結果、多くの市民団体がまちづくりの活動のためいつでも自由に利用できる施設として好評を得ており、上山らしさにこだわった地域資源を生かした活動は、地域の活性化につながっているとのことでございます。

本市においても、総合計画で掲げる地域や市民との協働の推進を達成するため、協働とは何か、市民と行政の役割とは何かを市民と行政とが共通認識を持つため、行政はもっともっと積極的に情報の発信を行う必要を感じました。

以上をもって、調査結果の報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、文教福祉常任委員長高田悦男君。

〔文教福祉常任委員長 高田悦男君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（高田悦男君） 文教福祉常任委員長の高田でございます。

平成20年第4回定例会において、本委員会が申し出を行った閉会中の継続調査の結果について報告いたします。調査期日及び場所、調査事項等につきましては、お手元の報告書のとおりでございます。

2年間にわたり実施しました本委員会の閉会中の継続調査のまとめといたしましては、学校統廃合計画の進行に伴う今後の学校跡地の活用については、事前の調査及び協議を十分に行っていただきたい。

市内小中学校施設については、児童、生徒の安全確保はもちろんのこと、災害時にはその地域住民の避難場所にもなることから計画的に順次耐震化を進めていただきたい。

喜多方市の構造改革特区による小学校への農業科の設置と上山市のPFI導入による学校給食センターの設立については、各事業ともそれぞれその地域の特徴を生かし、新しい手法を効果的に活用した事業でありました。国及び県の新制度及び新規事業の情報収集に努め、本市に見合うものについては積極的に導入し、本市の行財政合理化を推進していただきたいと思えます。

なお、本委員会が行った閉会中の継続調査につきましては、平成21年2月発行の議会だより第13号、平成21年5月発行の議会だより第14号、平成22年2月発行の議会だより第17号に掲載し、詳細報告を行っておりますので、念のため申し添えまして本委員会の所管事務調査結果報告といたします。

○議長（水上正治君） 次に、経済建設常任委員長沼田邦彦君。

〔経済建設常任委員長 沼田邦彦君 登壇〕

○経済建設常任委員長（沼田邦彦君） 平成20年第4回定例会において経済建設常任委員会が申し出を行い、閉会中に実施した所管事務調査の結果をご報告申し上げます。

本委員会が実施した調査は3項目です。初めに霞ヶ浦導水工事業那珂川取水口建設の現地調査についてご報告申し上げます。この調査は、現状を把握する必要があるため、平成20年7月15日、茨城県水戸市にあります那珂川取水口の視察を実施いたしましたものです。

この事業により、那珂川に生息する水産資源にダメージが及ぶものではないかという懸念や水量の減少による被害、そして逆送水により河川下流域の環境や生態系に悪影響が及ぶのではないかという懸念が生じているわけです。このことについて予防策を講じているというお話ではありましたが、まだ解決しなければならない多くの課題も残されているようでありました。今後、自然豊かな那珂川の清流が壊されることなく、よりよい環境で保全されるよう願うところであります。

次に、指定管理者制度の現状調査についてご報告申し上げます。指定管理者制度が平成18年に導入されて以来1年が経過したことから、平成20年9月22日に各施設を視察いた

しました。調査対象とした施設は観光物産センター、龍門ふるさと民芸館、山あげ会館、やまびこの湯、自然休養村センター、ふれあい交流体験館、市民ふれあい農園であります。各施設において、指定管理者から業務の内容や施設の運営状況の説明をいただき、質疑を行いました。

各施設での運営は観光客や利用者数が年々減少し、物産販売等にも影響が及んでおります。また、施設によっては老朽化が進んでいるところも見受けられました。指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることが目的であります。今回の調査においては、その施設の管理者や職員が指定管理者制度の意義がわからず、そのノウハウが生かされていないようにも思われました。

今後は指定管理者制度への理解を深め、提出した申請書や事業計画書をもとに事業の推進を図るとともに、観光、物産等のPRに創意工夫をこらし、活性化を図る必要があるのではないかと思います。指定管理者制度が十分生かされ、よりよい効果的かつ効率的な施設運営が図られるよう要望いたします。

続きまして、ごみ施設の現状調査について申し上げます。本市におけるごみの収集や処理がどのように行われているのか現状を把握するため、平成21年2月19日に調査を行いました。執行部から概要の説明を受けた後、保健衛生センターの現地を視察いたしました。収集されたごみは保健衛生センターに搬入し、重量測定が行われた後に処理がなされております。一般のごみか事業系のごみなのか搬入時のチェックはほとんど行われていない状態でありました。

市内のごみの全体量は平成18年をピークに減少傾向にあります。市民の意識も向上し、さらに各家庭における分別意識を推進し、適正なごみ処理ができるよう要望するものであります。なお、保健衛生センターにおいては、ごみの搬入の際のチェックも必要ではないかと思われま

す。今後チェック体制の取り組みも図られるよう検討をお願いいたします。

以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（水上正治君） 以上で、常任委員会所管事務調査結果の報告を終わります。

◎日程第6 特別委員会所管事務調査結果の報告について

○議長（水上正治君） 日程第6 特別委員会所管事務調査結果の報告についてを議題とします。

各特別委員会の所管事務調査事項について、委員長の報告を求めます。

初めに、行財政合理化調査特別委員会委員長中山五男君。

〔行財政合理化調査特別委員長 中山五男君 登壇〕

○行財政合理化調査特別委員長（中山五男君） 行財政合理化調査特別委員を代表いたしま

してご報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成18年第5回那須烏山市議会定例会において、行財政の合理化等について調査研究を行うために設置され、8回にわたる調査審議を進めてきたところでありますが、このたびその結果をとりまとめご報告申し上げます。

調査経過につきましては配付した報告書のとおりであります。本特別委員会では行財政合理化の調査をしていく中で、範を示す意味から議会内部の合理化について調査研究を行い、議員定数、議員報酬等についてあらゆるケースを考慮しながら、議論を重ねてきたところであります。

まず、議員定数につきましては、議員全員にかかわることであり、また、市民の意思の反映につながるため、議員全員で協議を行い、平成20年第7回定例会において、次の一般選挙から2名削減し18名とする定数条例を制定したところであります。

次に、議員報酬につきましては、県内14市の中で本市は最低金額であるのが現状であり、議員定数が削減されれば議員の活動日数が増加することなどから、引き上げも検討されましたが、現在の市の財政状況等を考慮し、現状維持とすることといたしました。

政務調査費につきましても、議員活動に見合ったものが必要であるとの意見もありましたが、議員報酬と同様要望はしないことといたしました。

次に、選挙費用に係る公費負担につきまして調査したところ、立候補者の負担の軽減及び立候補の機会均等を図るために、既に本市を除く県内13市において条例制定されております。このことから、本市につきましても必要であると判断し、議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定を要望いたしました。その結果、本条例は平成22年第1回臨時会において制定したところであります。

以上のとおり、調査報告とさせていただきます。なお、本特別委員会は本日の報告をもって終了することとなりますが、議会として今後も議会改革の取り組みなどについて調査研究を継続することが必要であることを申し上げ、最終報告といたします。4年間のご協力、まことにありがとうございました。

○議長（水上正治君） 次に、烏山線利用向上対策調査特別委員会委員長平塚英教君。

〔烏山線利用向上対策調査特別委員長 平塚英教君 登壇〕

○烏山線利用向上対策調査特別委員長（平塚英教君） 烏山線利用向上対策調査特別委員会委員長の平塚英教でございます。

本特別委員会は平成18年第5回那須烏山市議会定例会におきまして、烏山線の利用向上等の調査研究を行うために設置されました。6回にわたる調査審議を進めてきたところであります。このたび結果をとりまとめ報告を行うものであります。

調査結果、経過につきましては、配付しました報告書のとおりであります。烏山線の利用向上につきましては、那須烏山市総合計画でＪＲ烏山線の利用環境の充実を重点プロジェクトと位置づけている重要な課題であります。本特別委員会でもＪＲ東日本に対し、要望書の提出及び意見交換を行ったところであります。要望書の内容につきましては、１つ、宇都宮線乗り入れ便増発の請願。２、仁井田駅交換施設設置促進。３つ、烏山線スピードアップ促進。４、沿線各ホーム改善。５、観光開発促進及び誘客体制整備促進。６、沿線開発及び駅周辺整備事業の推進。７、利用向上対策の促進の７項目であります。

この意見交換の中で、ＪＲ東日本側も烏山線を観光路線と位置づけており、観光客の誘客など全面的な市や地元の協力体制を必要としている。また、駅構内の小規模な改善などは要望があれば検討していきたいとの回答を得ております。どの項目に対しましても、ＪＲのみでなく地域のバックアップなくしては利用向上は図れないことを再認識したところであります。

また、当特別委員会も烏山駅のイメージアップの一環として、パンジーをプランターに植え設置いたしました。我々市民一人一人が烏山線に愛着を持ち、利用向上の促進に対する意識を高めることが必要であると思われまます。

ちなみに、烏山線の利用向上とそのイメージアップの一環として、合併新市の市民の融和融合を目的として市民号も特別委員会も主催団体として実施し、委員会のメンバーも参画をしてまいりました。この４年間に３回実施をしたところであります。さらに市民号の内容の充実、参加者の増員に向けて、さらなる検討研究が必要と考えられます。

また、烏山線の利用向上の一環として、小埜駅周辺の駐車場設置は進められておりますが、鴻野山駅周辺の駐車場整備につきましてはこれからの課題であります。速やかに用地を獲得して整備を進めていただきたいと思います。

以上のとおり、調査報告とさせていただきます。本特別委員会は終了となりますが、烏山線の利用向上対策は重要な項目であるため、議会としても今後とも調査研究を行っていく必要があるということを申し上げまして、最終報告とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（水上正治君） 以上で、特別委員会所管事務調査結果の報告を終わります。

お諮りします。議会運営委員会委員長より、既に報告のとおり、追加議案等の提出がされております。ここで日程を変更し、発議第１号 意見書案第２号及び決議案第１号を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、発議第１号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について、意見書案第２号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について、決議案第１号 暴力団追

放に関する決議についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。追加議事日程及び追加議案等を配付いたします。

〔追加議事日程及び追加議案等配付〕

◎追加日程第1 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 追加日程第1 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

発議第1号

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成22年3月16日提出

那須烏山市議会運営委員会委員長 中山五男

○議長（水上正治君） 次に、提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長中山五男君。

〔議会運営委員長 中山五男君 登壇〕

○議会運営委員長（中山五男君） ただいま上程されました発議第1号につきまして、議会運営委員を代表いたしまして提案理由を申し上げます。

平成20年12月定例会におきまして、現行の20名の定数を2名削減とする那須烏山市議会議員定数条例を制定いたしました。そして、本年4月予定される市議会議員選挙から18名の市議会議員となることから、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容は、文教福祉常任委員会及び経済建設常任委員会の定数を1名減にし、それぞれ

6名とするものであります。あわせて、委員会における傍聴の取り扱いについて情報公開の推進等を考慮し、本会議に準じ取り扱いにするため所要の改正を行うものであります。改正内容は、委員会を公開とするものであります。ただし、傍聴する際は、傍聴人受付簿に記入し、傍聴席の関係から、傍聴人の人数の制限、規定を設け、そのほか傍聴に関し必要な事項は、市議会傍聴規則の傍聴に関する規定を準用するものであります。なお、秘密会の取り扱いにつきましては、従前と変更なく委員会の議決により秘密会とした場合は、傍聴人は退席することになります。

以上、慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第1 発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第2 意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出
について

○議長（水上正治君） 追加日程第2 意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

意見書案第2号

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成22年3月16日提出

提出者 那須烏山市議会議員 野 木 勝

賛成者 那須烏山市議会議員 高 田 悦 男

賛成者 那須烏山市議会議員 沼 田 邦 彦

○議長（水上正治君） 提出者の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長野木 勝君。

〔総務企画常任委員長 野木 勝君 登壇〕

○総務企画常任委員長（野木 勝君） ただいま上程されました意見書案第2号について、提案の趣旨を説明いたします。

本年1月に開催された広島市と長崎市が主催する平和市長会議において、2020年までの核兵器廃絶を目指す2020ビジョン核兵器廃絶のための緊急行動が策定されました。そして、平和主張会議の会長である広島市長及び副会長である長崎市長の連名により、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についての依頼があり、その趣旨に賛同できることから、本市議会としても本年5月に開催される核不拡散条約NPT再検討会議において、日本政府が核兵器廃絶に向け、指導的役割を果たすよう国及び関係行政庁に対し、強く求めるため意見書を提出するものです。

以上をもって提案の趣旨説明といたします。

○議長（水上正治君） 以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第2 意見書案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出については、原案のとおり国会及び関係行政庁に提出することに決定いたしました。

◎追加日程第3 決議案第1号 暴力団追放に関する決議について

○議長（水上正治君） 追加日程第3 決議案第1号 暴力団追放に関する決議についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

決議案第1号

暴力団追放に関する決議について

上記について、別紙のとおり提出する。

平成22年3月16日提出

提出者 那須烏山市議会議員 野 木 勝
賛成者 那須烏山市議会議員 高 田 悦 男
賛成者 那須烏山市議会議員 沼 田 邦 彦

○議長（水上正治君） 次に、提出者の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長野木 勝君。

〔総務企画常任委員長 野木 勝君 登壇〕

○総務企画常任委員長（野木 勝君） ただいま上程されました決議案第1号について、提案の趣旨を説明いたします。

昨年6月に本市内で発生した拳銃発砲事件は、皆さんの記憶に新しいところであります。このような事件が発生することは市民に多大な不安と恐怖を与えることとなり、また、本市のイメージを著しく損ね、本市の発展を阻害する要因になります。

よって、安心安全な地域社会を実現するために、本市議会としても警察当局を初め関係諸団体と一致協力して、暴力団を恐れない、暴力団を利用しない、暴力団にお金を出さないの3ない運動を推進し、暴力団追放に全力を尽くすことを宣言することを決議するものです。

以上をもって、提案の趣旨説明といたします。

○議長（水上正治君） 以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。本案に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。本案に対する討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略いたします。

採決いたします。追加日程第3 決議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 暴力団追放に関する決議については、原案のとおり可決いたしました。

た。

これを持ちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成22年第2回那須烏山市議会定例会は、3月2日を初日といたしまして本日まで15日間の会期で開催をされました。今期定例会には、平成22年度当初予算を初めといたしまして44議案を上程させていただきましたが、議員各位の慎重審議を賜り、いずれの議案も原案のとおり可決、ご決定を賜りましたこと、まことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。また、会期中に賜りましたご意見、ご提言は真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政に資する所存であります。

光陰矢の如しと申します。議員各位の任期もいよいよ間近に迫りました。その間、議員の皆様方は市民の代表といたしまして、その重責を全うされ、本市発展と市民の福祉増進のために絶大なるご尽力を賜りましたことに対して、心から深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

また、私こと那須烏山市政のかじとり役としてその重責を今日まで務めさせていただいておりますのも、浅学非才な私どもを陰に陽に支えていただきまして、ご寛容賜りましたことまことにありがたく、感謝の念でいっぱいであります。年来のご懇情に対しまして改めて感謝を申し上げます次第でございます。

さて、那須烏山市も合併をいたしまして早5年目を迎えるに至っております。政局全般にわたりまして、大激動のときを迎えております。なお一層の努力を要する行政経営を余儀なくされております。しかしながら、市政の停滞、後退は決して許されるものではございません。今後も議会、執行部、切磋琢磨の精神をもとに那須烏山市政の発展に努力傾注をする所存であります。さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びにあたりまして、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に十分にご留意されまして、議会活動に邁進されますようご祈念を申し上げます。

今期3月定例会が本日無事閉会になりましたこと、重ねて心より感謝を申し上げましてごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（水上正治君） 閉会にあたり、ごあいさつ申し上げます。

本定例会に付議されたそれぞれの議案につきましては慎重に審議され、ここにすべての審議

を終了することができました。各位のご協力ありがとうございました。なお、本日、各常任委員長からの報告で要望事項、意見書等がありました。そのことをしっかりと受けとめ新年度予算の執行にあたっていただきたいと思います。

また、私は一昨年6月の定例会の初日、浅学非才の身でありながら第3代議長に選出されましたが、議会事務局はもちろん市長以下執行部の皆さんのご指導、さらには議員各位のご協力により大過なく務めることができましたことに感謝申し上げます。

さらには傍聴者の皆様におかれましても、私のつたない議会運営にもかかわらず、積極的に議場に足を運んでいただきましたことに対してもお礼を申し上げます。

○議長（水上正治君） 我々議員は、先ほど市長も申しあげましたように4月末をもって任期満了となり、新たに選挙によって選良が選任されますけれども、今回、立候補される議員におかれましては、当選の上、那須烏山市の発展にさらに邁進されますことをご祈念して、平成22年第2回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午前11時40分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成22年6月1日

議 長 水 上 正 治

署 名 議 員 渡 辺 健 寿

署 名 議 員 久 保 居 光 一 郎